

# 離島漁業再生支援交付金制度の平成22年度以降の継続について

【農林水産省】

## 提案・要望の内容

- 1 平成21年度までの期間で実施されている離島漁業再生支援交付金制度を平成22年度以降も継続すること。
- 2 都道府県及び市町村の財政負担を軽減するため、地方交付税措置の充実を図ること。

## 【現状と課題】

- 本制度は、平成17年度の制度創設以来、生産や販売面で不利な条件にある離島の漁業生産力の向上に関する取組や漁村集落の創意工夫を活かした漁業開拓、商品開発、流通改善、販売力強化等の取組を支援し、特産品の開発、ブランド化の促進・定着など離島漁業の再生が図られてきている。
- しかしながら、流通のハンディは依然として解消されず、過疎化・少子高齢化の進行など資金的・人的に離島漁村集落の状況は以前にも増して厳しく、さらに、近年の燃油価格の高騰や長引く魚価の低迷等により離島漁村の経済は疲弊している。
- また、交付金の都道府県及び市町村の負担分については、特別地方交付税に算入されているものの、交付税措置額と交付金の負担額との乖離が大きく、地方財政を圧迫している。

## 【本県の取組状況・方針】

- 平成17年度から隠岐地域の4町村において、ほぼ全ての漁業者世帯が参加し、本制度に取り組んでいる。
- これまで、海岸清掃や種苗放流等の漁場の生産力向上に関する取組やイワガキの高品質化（ノロウイルス等の検査後出荷）、活イカの出荷、加工品の開発、販路拡大等の販売力の強化に関する取組を実施してきた。
- 県は交付金総額の1/4を支出するとともに、漁業者グループの活動に対する指導を実施しており、今後も市町村と連携しながら、制度の趣旨とする離島漁業の支援、再生等を強力に推進していく。

## 【提案要望の効果】

- 離島漁業を担う漁業者自らが、創意工夫を活かしながら、真に必要な実施効果の高い活動を中期的・継続的に取り組むことにより、離島漁業が再生・維持される。



海岸・海底清掃活動の実施



生協での商品企画化



特産品フェアでのPR